

なかの



Vol. 244

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (1~3月行事予定表)



※下記の予定は、12月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

| 月 | 日 | 時 間 | 内 容 | 会 場 | 備 考 |
|----|--------------|-------------|---------------------------|------------------------|-----|
| 1月 | 5日(木) | 13:00~17:00 | ◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。) | 法 人 会 館 | |
| | 11日(水) | 11:00~12:00 | 広報委員会 | 法 人 会 館 | |
| | 12日(木) | 16:00~17:00 | 署長講演会(演題:私の履歴書) | 中野 サンプラザ 13F スカイルーム | |
| | // | 17:10~18:50 | 新年賀詞交歓会 | 中野 サンプラザ 13F スカイルーム | |
| | // | 18:00~19:30 | 祝賀会 | 中野 サンプラザ 13F コスモルーム | |
| | 13日(金) | 10:30~11:30 | 第4回中野税務懇談会 | 署・別館2階会議室 | |
| | 18日(水) | 13:30~15:30 | 決算法人説明会 | 法 人 会 館 | |
| | 19日(木) | 13:30~16:00 | 新設法人説明会 | 法 人 会 館 | |
| | 20日(金) | 11:00~14:00 | ◆全法連・東法連共催:新年賀詞交歓会 | 帝国 ホテル | |
| | // | 18:00~19:30 | 青年部会・新年初顔会わせ会 | 中野サンプラザ14F クレセントルーム | |
| 2月 | 1日(水) | 13:00~17:00 | ◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。) | 法 人 会 館 | |
| | 2日(木) | 16:00~17:00 | 中野法人会経営塾第四弾(確定申告) | 法人会館+WEB | |
| | 3日(金) | 17:00~18:00 | 青年部会・第577回研修会(租税教育講師養成講座) | 法人会館+WEB | |
| | 7日(火) | 13:30~16:00 | 書き方説明会 | 法 人 会 館 | |
| | 9日(木) | 18:15集合 | 中野法人会福利厚生事業第四弾(ボウリング大会) | サンプラザボウル | |
| | 14日(火) | 16:00~17:30 | 中野法人会経営塾第五弾(事業承継セミナー) | 法人会館+WEB | |
| 3月 | 1日(水) | 13:00~17:00 | ◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。) | 法 人 会 館 | |
| | 12日(日) | | 中野ランニングフェスタ2023 | 四季の森公園 | |
| | 13日(月) | 14:30~18:45 | ◆東法連・女連協全体連絡会議 | 京王プラザホテル | |
| | 13・14・15・16日 | 9:00~14:00 | 生活習慣病健康診断 | 中野 サンプラザ 7F アネモルーム | |
| | 22日(水) | 13:30~15:30 | 決算法人説明会 | 未 定 | 中止 |
| | 23日(木) | 16:30~17:00 | 正副会長会 | 中野 サンプラザ 11F アネモルーム | |
| | // | 17:00~18:00 | 理事会 | 中野 サンプラザ 11F アネモルーム | |
| | 24日(金) | 13:30~16:00 | 新設法人説明会 | 法 人 会 館 | |



1月号の目次

『新春対談(齊藤署長・横山会長)』『令和5年度税制改正要望書』

2023 VOL.244

| | |
|----------------------------|--|
| 年頭の辞(横山会長).....3 | 令和5年度税制改正に関する提言..... 10~11 |
| 令和4年度納税表彰式.....3 | 本部だより(全国大会・東法連講演会・第4ブロック合同会議) 12 |
| 新春対談 中野税務署 齊藤署長..... 4~5 | 支部だより(第1・3・4・8・9支部)..... 12 |
| 中野法人会 横山会長..... 4~5 | 中野区だより&野方消防署より感謝状..... 12 |
| 謹賀新年 中野都税事務所 安藤敏朗様.....6 | 本部だより(オンラインセミナー・実務講座・年調説明会)(にぎわいフェスタ) 13 |
| 都税だより&税務功労者感謝状贈呈式.....6 | 本部だより(ゴルフコンペ・法律セミナー・お笑いのタペ・日帰りのバス研修会) 14 |
| 税務署だより(確定申告会場のお知らせ).....7 | 本部・部会だより(青年部会・川柳コンクール入賞発表・作文入賞作品) 15 |
| 知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士) 8~9 | 第13回税に関する絵はがきコンクール入賞発表... 16 |

● 表紙(写真説明).....第21回フォト・コンテスト入賞『日の出』(八丈島) (株)土橋商店 土橋達也氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時:1/5(木)、2/1(水)、3/1(水) 13:00~17:00(相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550(担当)佐藤・三國



年頭の辞

With コロナの現状を、知恵を尽くしながら様々な事業を展開！



中野法人会長
横山浩之

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、中野法人会の運営に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年、日本初のコロナ治療に向けた「ゾコーバ」という飲み薬が開発され、個人的には本当に良かったなと思っておりますが、まだまだコロナの終息には至っておりません。

With コロナということで、中野法人会では、一昨年の1月からWEBを活用した「オンラインセミナー」などが行えるようになり、昨年も、様々な事業を実施することができました。

また、法人会として最も大事な社会貢献事業に関しては、「中野にぎわいフェスタ2022」に参加するなど、徐々にですが活動ができるようになってきております。青年部会の「租税教室」は、1学期中に区内13の小学校で行う事ができました。女性部会の「絵はがきコンクール」は、区内9の小学校より309作品の応募を頂きました。税制税務委員会主催の「税の川柳コンクール」は、142作品の応募を頂きまして、大変嬉しく思っております。

会合に関しては、参加対象が多い場合は、中野サンプラザで行ったり、ゴルフの表彰式は行わない、又、支部の福利厚生事業の実施が困難であることから、親会として、バスツアーを2回開催するなど、従来の変更したり、工夫を凝らしながら行う事が

できました。

中野法人会としての「SDGs事業」として、現在、「地球温暖化対策報告書」を東京都に提出すべく準備を進めておりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

さて、今年度の第一番目の目標は、「会員増強推進」です。最近の傾向として、入会される方は、紹介者からの勧めというよりは、自発的に入会されるケースが多くなってきています。このような社会状況だからこそ、経営者同士の悩みを分かち合える機会を欲しているのかなと思います。入会後は、企業経営に役立つ事業に大いに参加して頂き、交流を深めながら“仲間づくり”に取り組んで頂きたいと思っております。

第二に、部会活動、支部活動の件です。特に各支部に関しては、本部としても全面的に応援して参りますので、工夫を凝らしながら、可能な支部から活動を始めて頂きたいと思っております。

今年度も、本部・支部役員の皆様、青年部会・女性部会の皆様にご協力を頂きながら、Withコロナということですが、“更に、魅力ある法人会の構築を”と決意しております。

残念ながら、今年6月には中野サンプラザが閉館しますが、中野駅前の開発や中野区役所新庁舎の建設など明るいニュースもたくさんございます。今年も、希望を持って日々精進して参りたいと思っております。

皆様のご健勝、企業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。年頭の挨拶と致します。

令和4年度 納税表彰式

11月7日、中野サンプラザにおいて「令和4年度・納税表彰式」が行われました。尚、塚田英資様(間税会)、東京愛犬専門学校(租税教育推進)も受彰されました。又、関東バス(株)は国税長官表彰感謝状を受彰され、矢島友伸様は国税局長表彰を受彰されました。



矢島友伸様



竹下 芳様



吉川健一様



佐藤憲光様



渡邊寛和様



石崎勝一様

《中野税務署長表彰》 (順不同)

竹下 芳様 (常任理事・第7支部長)
吉川 健一様 (理事・第5副支部長)



《中野税務署長感謝状》 (順不同)

佐藤 憲光様 (専務理事)
渡邊 寛和様 (常任理事・青年部会長)
石崎 勝一様 (常任理事・第3支部長)



新春対談



司会 (広報委員長) : 新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。今年も、新春対談という事で企画をさせて頂きました。齊藤署長、横山会長、どうぞ宜しくお願い致します。

会長 : 明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

署長 : 明けましておめでとうございます。

昨年中は、法人会の皆様には、税務行政全般にわたりご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い致します。

司会 : 齊藤署長にお伺い致します。昨年の異動で中野に赴任され、着任後、中野について感じられた事や印象などをお話し頂ければと思います。かつて、総務課長として中野税務署に勤務されていた頃とはかなり変わっていると思いますが…。

変貌を続ける中野の今後に、大きな期待

署長 : 今、お話があったように、13年前、私が総務課長として勤務していた頃に比べると、かなり駅前が綺麗になって、署への動線というか、歩道も整備されて、より利便性が上がったかなという印象です。かたや、サンロードやサンモール街は、相変わらず人通りも多く、とても賑やかだなあという印象です。

司会 : 齊藤署長、ありがとうございました。さて、横山会長は会長に就任されて2年目になりますが、昨年を振り返っていかがだったでしょうか？

Withコロナ、工夫を凝らし事業を展開

会長 : とにかく、Withコロナの状況を、様々に工夫を凝らしながら、百パーセントではありませんが、何とか一昨年よりは事業を推し進めることができたかなと思っています。WEBを上手く活用しながら「オンラインセミナー」を開催したり、参加対象者が多い場合は、「中野サンプラザ」で開催するなど、その事業に合わせて行いました。全体的に参加者も増えたと思います。

11月に、8支部と9支部が、地元の西武信金様をお借りして「税務研修会」を行いました。同じ内容で、親会でも2日間に亘って行いましたが、親会の参加人数を超える方に参加して頂いたようで、中野の中央まで来て頂くことの難しさを痛感しました。署の皆様にも大変お世話になりました。コロナ前のように、春と秋の支部単位の「税務研修会」が早く実現できたら良いなと思っています。

青年部会の対面による『租税教室』や、女性部会主催の『税に関する絵はがきコンクール』、税制税務委員会主催の『税の川柳コンクール』には、多くの作品の応募を頂きました。

恒例の「にぎわいフェスタ」は、数年ぶりで「税務署前」で行うことができまして、社会貢献事業も大きな成果をあげることができたと思っています。

福利厚生事業では、「日帰りバス研修会」を2回行うことができました。両日とも、晴天に恵まれ大成功に終わったと思います。

又、昨年は、事務局に新人を採用するという事もありまして、「就業規則」や「給与規定」「退職規程」等の見直しをさせて頂きました。今までも、法改正のたびに、「就業規則」等は、改訂してきましたが、昨年の4月から「職場におけるハラスメント防止措置」や「育児や介護休暇」等も改正になり、働き方も大きく変わったなと思います。「就業規則」の改訂に伴い、他の規定等も見直し、8月と11月の「理事会」で承認して頂きました。

司会 : 横山会長、ありがとうございました。それでは、年頭という事で、今年の抱負をお聞かせ頂きたいと思っています。齊藤署長からお願い致します。

円滑な確定申告、インボイス制度の推進

署長 : 先ず、まもなく確定申告が始まります。この時期は、大量の納税者との面談等々がございます。当然出てくる書類も多くなるということで、ひとつひとつ確実に処理を進めていくことが重要となりますので、とにかく職員が働きやすい環境を、私を始め両副署長と総務課長とが一体となって、円滑な署



(左から木村広報委員長・横山会長・齊藤署長様)

務運営に努めていきたいと思っております。そのためには我々の力だけでは到底及びませんので、法人会の皆様始め関係民間団体の皆様のご協力を頂ければ幸甚かと存じています。

また、「事前登録」の期限が迫ってきた「インボイス制度」についても、皆様にご協力して頂きながら周知徹底を図っていきたく思っております。

司会：横山会長、新年の抱負を語って頂きたいと思っております。

知恵を結集し、更に魅力溢れる法人会に

会長：昨年、日本初のコロナ治療に向けた「ゾコバ」という飲み薬が開発され、日本の製薬会社もすごいなと思いましたが、法人会としましては、今年もWithコロナということで、役員の皆様と知恵を出し合って進めて参りたいと思っております。

その手始めですが、12日に「署長・講演会&新年賀詞交歓」の後、三密に注意しながら、人数限定ではありますが「懇親会」を行う予定です。今年、サンプラザが閉館しますので何とか「懇親会」をできそうで、本当に良かったと思っております。

前段の署長の講演会、楽しみにしていますので、どうぞ宜しくお願い致します。

今年は3月12日には「ランニングフェスタ」も予定されているようです。

法人会は、今まで通り、WEBとの併用で、「会議・研修会・講演会等」を開催していきたく思います。

次に、法人会の最大重要課題である会員増強に力を入れて行きたいと思っております。そこで、支部単位の活動にも力を注いでいき、可能な支部から支部事業を再開して頂き、会員増強に結び付けて頂きたいと思っております。

また、いよいよ3月まで「事前登録」ということで、期限がせまってきた「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」については、昨年も数回に亘り研修会も行いましたが、機会あるごとに周知徹底をして参りたいと思っております。

司会：横山会長、ありがとうございました。

さて、ここで、齊藤署長のオフタイムの過ごし方や趣味などをお聞かせ頂きたいと思っております。

体力づくりはウォーキング、健康維持!

署長：先ず、基本は歩くことですね、ウォーキング。時間はかかりますけどお金はかからないということで、健康面にとってもいいのかなと思ひ、なるべく機会を見ては歩くようにしております。代々木駅から中野税務署まで歩いたこともあるので、1日2万歩を目指しています。最近、少し欲張ってスロージョギングなるものを買ってみました、やったとたん膝にきて、すぐさまサポーターをあてがっているという状況です。

スロージョギングというのは、ゆっくり歩くのと同じくらいのスピードでゆっくり走るのですが、歩くのと違ってジョギングですと一瞬両足が宙に浮くので、使う筋肉も違い、体に良いんじゃないかということで一回だけやりましたが、その後、風邪を引きまして、今は実行できていません。今後、土日の朝早く、なるべくやるようにしたいと思っております。

あと数年前まで私が住んでいた公務員住宅で、親父さんたちのソフトボールのチームを作っていて、春から秋にリーグ戦をやっていました。ご多分にもれず高齢化に伴って、1チーム抜け、2チーム抜けして、リーグ戦が成り立たなくなってしまう、仕方なくリーグを解散してしまいました。

それまでは、毎週日曜日にソフトボールをやっていました。もともと小学校の頃から草野球をやっていたので、とにかく体を動かすのが一番の趣味です。

司会：素晴らしい趣味ですね。横山会長には、昨年、聞かせて頂きました。その後、旅行やゴルフなど、いかがですか？

会長：ゴルフはやっていますが、旅行は、車で行く範囲だけです。

司会：本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。

新しい年、私達も、法人会の更なる発展の為に頑張りたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

謹賀新年



中野都税事務所
所長 安藤 敏朗

新年おめでとうございます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、横山会長をはじめ役員並びに会員の皆様、新年をお健やかに迎えのことに心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、貴会の御活動や御事業を通じまして、東京都の税務行政の運営に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、長きにわたり新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、その新型コロナウイルス感染症についてですが、昨年9月、都ではコロナとの共存に向けた方針を決定いたしました。都が築き上げてきた保健・医療提供体制の枠組みを活かしながら、さらに工夫を重ね、都民の命と健康を守る体制の充実、そして、この見えざる敵に的確に対応し、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立の推進、こうした二つの方針の下、保健・医療提供体制の充実、ワクチン接種の促進、感染防止対策の徹底、この三本柱で新たなステージへと進めてまいります。

また、この冬の電力需給は依然として厳しい状況にあり、不測の事態への備えが欠かせません。3月末までを「冬のH T T推進期間」とし、都民や事業者の皆様の節電行動を促してまいります。温かく、節電にも繋がるウォームビズに都庁が率先して取り組むことで、社会に共感の輪を広げてまいります。近隣自治体や各種関係団体とも連携して、「H：減らす」「T：創る」「T：蓄める」の実践を呼びかけるなど、H T Tの取組を一層定着させてまいります。

東京が持つ資源を最大限に活用し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ様々な政策を展開するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。

東京都主税局は、感染リスクの軽減及び納税者の皆様の利便性向上のため、電子申告や郵送による手続き、キャッシュレス納付を推進しております。皆様からの御協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や中小企業支援対策への税制面からの支援も継続してまいります。

私ども中野都税事務所では、職員一同、感染症対策に細心の注意を払い業務を運営してまいります。本年も引き続き、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。



都税だより



中野都税事務所

都税についてのお知らせ ～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

| | |
|---------|--|
| 償却資産とは | 会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等 |
| 申告が必要な方 | 令和5年1月1日現在、償却資産を所有している方 |
| 申告先 | 償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班 |
| 申告期限 | 令和5年1月31日(火) |

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、
電子申告(eLTAX:エルタックス)も
ご利用できます



eLTAX
ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

令和4年度税務功労者感謝状贈呈式

11月16日、中野都税事務所にて、「令和4年度税務功労者感謝状贈呈式」が行われ、横川忠重様(理事)が受賞されました。誠にありがとうございます。



安藤所長より授与



安藤所長・横山会長と記念撮影

税 務 署 だ よ り

申告書作成会場の開設について ～会場への入場には入場整理券が必要です～

| 開設期間 | 会場 | 時間 |
|-------------------------------|--|--|
| 2月16日(木) ～ 3月15日(水) (注) | ※ 前年とは違う会場になります ベルサール新宿セントラルパーク 新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパーク内 住友不動産新宿セントラルパークビル1F | 【受付】 午前8時30分～午後4時まで 【相談】 午前9時15分開始 |

(注) 土、日及び祝日を除きます。ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

○ 入場整理券の配付について

- ・ 会場では、「入場整理券」を配付します。
- ・ 希望する日時の入場整理券を入手したい方は、LINEによる事前発行をご利用ください。
- ・ 会場では、スマホによる申告をご案内しております。
- ・ 混雑状況によっては、受付を早く締め切る場合があります。
- ・ 申告書等の提出のみの場合は、中野税務署宛に郵送してください。

○ 中野税務署における申告相談について

- ・ 会場の開設期間中、申告書の作成・相談は行っていません。
- ・ 還付申告は、2月15日以前でも中野税務署にて相談を受け付けています(会場と同様に、入場整理券を配付します。)

○ その他

- ・ 会場には納税窓口がありません。
納税は、振替納税をご利用いただくか、納期限までに最寄りの金融機関等をご利用ください。
- ・ 会場には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【案内図】



都営大江戸線 【都庁前駅】 A5 出口徒歩 4分
都営大江戸線 【西新宿五丁目駅】 A1 出口徒歩 5分
丸ノ内線 【西新宿駅】 2 番出口徒歩 7分
JR線・小田急線・京王線 【新宿駅】 西口 徒歩 13分

LINE で事前発行

LINE アプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちらから！



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。
登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！
スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

さて、新年号であります今回は、最近、TVの報道番組や新聞・ネットニュース記事でよく見聞きするようになった「SDGs (エスディージーズ)」という言葉について説明いたします。「環境問題に代表されるような、様々な社会問題に取り組むこと」というのは何となくわかるけど、「どんな意味なのか?」「なんで今、取り組む必要があるのか?」と疑問に感じている方もいるのではないのでしょうか。

最近、特に環境問題・社会問題への取り組みとして、この言葉を聞く機会が増えたように感じます。

SDGsは、子供の権利と強く関連しており、この目標を達成することは、子供に関連するさまざまな課題を解決することにもつながります。

1. SDGs (エスディージーズ) とは

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」をスローガンにして、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標のことです。2015年9月に、「国連持続可能な開発に関するサミット」が、ニューヨークで開催されました。ここで、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ)」が世界各国の政府によって採択されました。この「2030アジェンダ」のなかに、SDGsの17の目標が示されています。これらの17の目標を、2030年までの15年間で達成することを目指して、世界は2016年から取り組みを始めています。

広まったキッカケは、2017年に開催された「ダボス会議」(政治経済のリーダーが集まる会議)の中で、「SDGsに取り組むことで12兆円を超える経済価値と、3億8000万人に雇用が創出される」と発表されたことにより、経済界も「取り組んでいこう」と広がり始めました。

2. 日本政府によるSDGsの取り組み

1. 実施体制の構築

日本政府は内閣総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を2016年5月に設置し、また、中長期戦略である「SDGs実施指針」を策定。2019年12月に初めて同方針の改定を行っています。

2. ジャパンSDGsアワード

日本政府は「ジャパンSDGsアワード」を2017年に発足。SDGs達成に資する優れた取り組みを行っている企業・団体などを表彰してきています。

これはSDGs推進にあたり、取り組みを「見える化」し、より多くの行動を促進する観点から行われています。

3. SDGs未来都市

2018年から「SDGs未来都市」を選定しています。これは優れたSDGsの取り組みを提案する都市・地域を選定するものです。その中で特に先導的な取り組みを行っている企業・団体を「自治体SDGsモデル事業」として選定し、資金面での支援を行っています。

4. SDGsサミット

ニューヨークの国連本部において、首脳レベルでSDGs達成に向けた機運を高めることを目的とした「SDGsサミット」が開催されました。

5. SDGsと人間の安全保障

人間の安全保障とは、「人間一人一人を保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくりを進める」という考え方で、日本政府は支援を実施し、1999年に「国連人間の安全保障基金」の設立を主導しています。同基金を通じ99の国・地域で257件のプロジェクトを実施。これまでに日本は累計4.3億ドルを拠出しています。

3. SDGs17の目標

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロ
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう

6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさを守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナーシップで目標を達成しよう

4. SDGsに企業が取り組む理由

企業がSDGsに取り組む理由に、企業イメージの向上があります。SDGsに取り組んでいるとなれば、消費者からは「信用できる会社」との印象を持たれます。また、従業員にとっても多様性を認めてくれる会社であると感じられ、企業で働くモチベーションアップに繋がります。

SDGsに取り組むことで、企業は経営上のリスクを避けながらも、新規事業の創出が期待できると考えています。投資家・株主においても、投資の条件としてSDGsへの取り組みを見る時代となっています。

5. SDGsとセーブ・ザ・チルドレン

セーブ・ザ・チルドレンは、生きる、育つ、守られる、参加するという「子どもの権利」が実現された世界を目指し活動する国際NGOですが、実は、SDGsと子どもの権利には重なるところがたくさんあります。例えば、SDGsの目標3は、子どもの権利第24条の「いつでも健康でいるために保険・医療サービスを受ける権利」と、またSDGsの目標4は、子どもの権利第28条、第29条の「教育を受ける権利」や「教育を通し、自分の心や体が持つ力を伸ばしていく権利」と重なります。

また、子どもの権利第6条の「生きる権利・育つ権利」は、SDGsの目標1や2と大きく関連します。その他にも子供たちが差別されてはならないこと、暴力を受けてはならないことなどがSDGsと子どもの権利条約それぞれのなかで示されています。

つまり、子どもの権利の推進のために活動を行うことは、SDGsの目標達成のための活動であり、SDGsの目標達成のための活動は、子どもの権利を推進するための活動でもあります。



「若草山焼き」

毎年1月の第4土曜日に行われる若草山の山焼きは、奈良の冬の代表的な行事です。打ち上げ花火とラッパ

の音を合図に若草山の草地に火が点けられ、炎に包まれた若草山の姿が闇に浮かび上がります。

赤々とした炎が古都の夜空を染め上げる眺めは壮観です。若草山焼きの起源は明確ではありませんが、東大寺と興福寺及び春日大社の領地争いを焼き払って解決したのが起源とも、鶯塚古墳の霊魂を鎮めるためとも、山を焼かなければ翌年に不祥事が起こるとも、春の芽生えをよくするためとも言われています。

江戸時代末期には放火を防止するため、奈良奉行所と東大寺・興福寺が立ち会って山を焼くようになったそうです。今年は1月28日に開催です。

1月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・ 国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・ 国税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・ 国税／12月分源泉所得税の納付 1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- ・ 国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月31日
- ・ 国税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・ 国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月31日
- ・ 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・ 地方税／給与支払報告書の提出 1月31日

2月の税務と労務

- ・ 国税／令和4年分所得税の確定申告受付 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・ 国税／贈与税の申告受付 2月1日～3月15日
- ・ 国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・ 国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月28日
- ・ 国税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・ 国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月28日
- ・ 国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・ 地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

法人会の『令和5年度税制改正に関する提言』

法人会からの提言

少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。

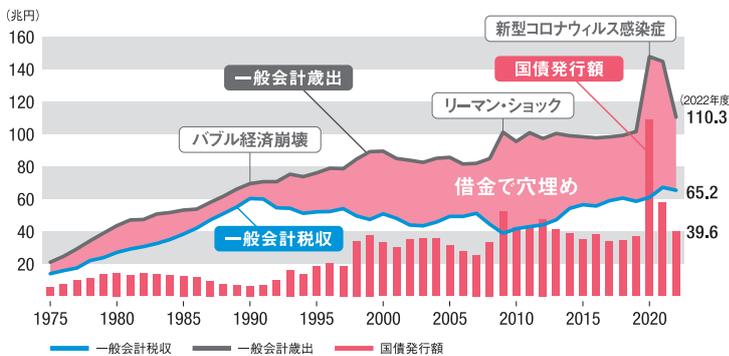
将来世代に先送りせず、財政の健全化を!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も“ウィズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賅ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株) 名誉理事

1. 一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

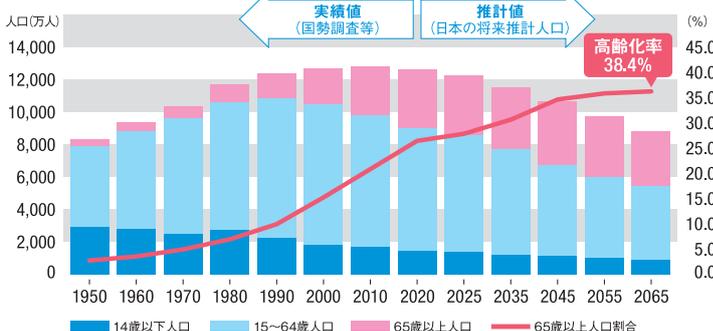


1. (注1)令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。(注2)国債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

2. (出所)棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」、2021年は総務省「人口推計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

※グラフは政府公表資料から引用。

2. 高齢化の推移と将来推計



令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇

用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

全法連 第38回法人会全国大会(千葉大会)

千葉大会 10月13日(木)
(於:幕張メッセ 幕張イベントホール)

第1部 記念講演

演題:女性がテレビで働くという事

第2部 式典

- 開会の辞
- 国歌斉唱
- 来賓紹介
- 主催者挨拶
- 来賓祝辞
- 表彰受彰会紹介
- 税制改正提言の報告
- 青年部会による
租税教育活動の報告
- 大会宣言
- 閉会の辞

第3部 懇親会



(一社)千葉県法人会連合会
会長 花島 恭一



(公財)全国法人会総連合
会長 小林 栄三



講師の安藤優子氏



参加された皆様



小林会長



阪田国税庁長官



熊谷千葉県知事



神谷千葉市・市長



会場内で



終了後、懇親会(於:中野サンプラザ)

10月19日 税を考える週間『東法連:講演会』



講師:酒井克彦氏(動画配信中!詳細は事務局まで)

11月8日 東法連第4ブロック合同会議



会場:ハイアットリージェンシー東京 研修会講師:高橋工氏



支部だより

《第1支部》役員会



(11月14日 於:どんと晴)

《第3支部》役員会



(10月20日 於:慶和楼)

《第4支部》役員会



(10月18日 於:松寿司)

《第8・9支部》税務研修会 他



(11月9日 於:西武信金・本町通支店)

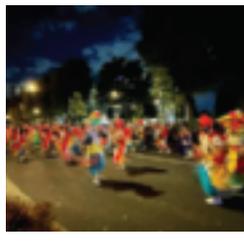
中野区だより



10月16日 花と緑の祭典



10月29・30日
点灯されたねぶたの前で...



11月5・6日 羊フェスタ2022



10月31日
野方消防署より表彰

本部だより

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

オンラインセミナー

秋の税務研修会開催(納税者サービスの充実&インボイス制度・電子帳簿保存法)(10月14日&10月17日 於:法人会館+WEB)



10月14日 参加された皆様



10月17日 参加された皆様



金高副署長様



片山上席様

「第30回法人税実務講座」&「第31回源泉所得税実務講座」(10月27日 於:署別館)

実務講座に参加して ~今後の実務に活かします~

(有)山下会計事務センター 渡部裕子

異業種から転職し、今の事務所に入りました。日々、目の前の仕事をこなすので精一杯でしたが、今後に向けて、もう少し学びたいという思いで、この度実務講座に参加させていただきました。

短い限られた時間の中での講座でしたが、法人税、

講師:(中野税務署) 片山上席様・吉田上席様

源泉所得税の改正や、新制度のインボイスについてなど、直接口頭で要点を聞くことにより理解が深められたと思います。今後も実務講座等に参加させていただき、業務に活かせるよう努めて参りたいと思っております。



参加された皆様

中野法人会経営塾 第二弾(令和4年度の年末調整説明会)(11月2日 於:中野サンプラザ)

◆ 今年大きな変更点がないので、基本的な事からとても詳細に説明して頂きました ◆

年末調整の手続を電子化すると、給与支払者は、保険料控除等チェックが不要になり簡便化されますので、是非ご利用ください。また源泉所得税のキャッシュレス納付、ダイレクト納付についても力説されました。



参加された皆様



吉田上席様

本部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2022に参加

11月12日・13日 税金クイズなど実施(於:中野税務署前)



11月12日 応援していただいた皆様(署長)と



~ 11月13日 応援していただいた皆様 ~



マイナちゃんと...



イータ君と...



~~ 女性部会の皆様(受付) ~~



~ 青年部会の皆様による税金クイズ ~



四季の森公園で



ダンス部の皆様

本部だより

11月15日 中野法人会 福利厚生事業 第二弾

チャリティゴルフコンペ 於：平成倶楽部



優勝：長嶋文太様、第3位：森 栄二様



準優勝：小林聖明様



第4位(女性優勝)：横川一美様



第5位：宮島茂明様



男性BG：小倉健治様



～～～～～ 第8・9支部女性チーム ～～～～

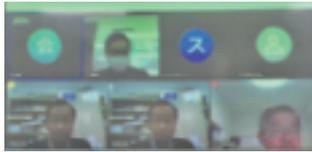


会長と実行委員の皆様

中野法人会経営塾 第三弾(法律セミナー) (11月17日 於：法人会館+WEB)



～～～～～ 参加された皆様(法人会館&WEB) ～～～～



◆ 身近な相続税 ◆

～ みんなどんな悩みを抱えているの? ～
様々な例をあげられ、とても分かりやすく、大変に内容の濃い研修会でした。
宮川先生ありがとうございました。



講師：宮川先生

『税を考える週間・秋の特別企画 お笑いの夕べ(Gパンパンダ)』を開催 (11月24日 於：中野サンブラザ)



～～～～～ とにかく、1時間良く笑いました。大盛況の特別企画でした! ～～～～

柴野公益事業委員長

11月25日 中野法人会 福利厚生事業 第三弾

日帰りバス研修会『高尾山&とうふ屋うかい大和田店で夕食』



実行委員のお二人



宮治事業委員長



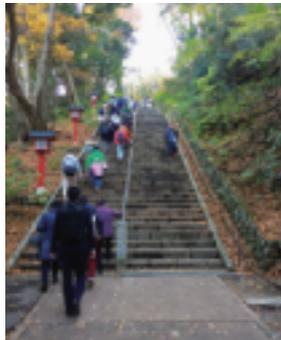
ケーブルカーの駅舎



薬王院・参拝



紅葉が素晴らしい!



108段の男坂はきつかった!



とうふ屋うかい大和田店



～～～～～ とうふ屋うかい大和田店で夕食 ～～～～

～～～ 参加された皆様 ～～～

本部・部会だより

青年部会がボウリングを(10月21日 於:サンプラザボウル)



《第11回 税の川柳コンクール》

応募作品(142点)から税制税務委員会の役員と理事の皆様にご選考して頂きました。

- ・ふるさとへ
毎年毎年 増えてくる
- ・公平で
簡素が税の理想形
- ・助成金
受けて黒字化 税払う
- ・給与より
先に増えるは 税負担
- ・ふるさとへ
納税してたら ぜい肉が
- ・給料日
増えない手取り 増える税

《中野法人会 会長賞》
・台風と 税の金額 大型化
《税制税務委員会推薦による 中野法人会 会長賞》

青年部会役員会



東法連・全法連(渡邊部会長参加)



第36回法人会 全国青年の集い(沖縄)



“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【祖父から学ぶ税】

中野区立中野中学校 本橋 明日香

私の祖父は国土交通省に勤めていた。祖父の時代は国土交通省ではなく旧4省庁という名称で、建設省、運輸省、国土省、北海道開発省の四部門に分かれており、祖父は国土省で働いて“表彰式(12月7日 於:区役所内)”いた。祖父は九州地方に住んでいたから、建物や橋を造るだけでなく台風が来る度に土嚢を設置してまわったりもしたそうだ。



八歳の頃、夏休みに祖父母の家へ行った時祖父からこう問われたことがあった。「明日香ちゃん、なんで道路がこんな歩きやすいのか知ってる。じいちゃん台風とかで壊れた道を直しとottaけど、そのお金だれが払っとるか分かる」答えることができなかった。当時の私は道路の整備代の財源はおろか、道が歩きやすく整備されていることに疑問を抱いたことすらなかったのだ。「分かんない」と素直に答えると、祖父は笑って「じいちゃんだよ」と言い、「ばあちゃんもだよ」と付け加えた。私は意味が理解できず「おじいちゃん、自分のお金で橋造ったの。嘘ついちやダメだよ」と何度も真意を尋ねたのだが、いくら聞いても祖父は「さあ、どういう意味だろうねえ」と面白そうに笑うばかりであった。

それから七年後。中学生になって、社会の授業で税

について学習した。そして、税の解説動画を見ていた時「道路などの整備の一部にも使われています」という言葉がサラッと登場したのだ。これこそが祖父の問いかけの答えだったのである。

道路の整備費や維持費について詳しく調べてみると、一般の道路の財源は自動車税、自動車重量税、ガソリン税、軽油引取税などからなる道路特定財源で、有料道路は、基本的にはその道路の通行料であることが分かった。

なるほど、道路の建設費や整備費、維持費は、車に乗る人が車を使用した分だけ負担する仕組みになっているのだ。考えてみれば確かに、祖父も祖母も私が八歳の頃は運転をしていた。二人とも道路のためにお金を払っていたということを祖父は暗示していたのだ。

祖父の仕事は道路特定財源や通行料を受け取り、新たな道路や橋を造ること、現存のものを整備する事だ。税がなければ成り立たない。税がなければ成り立たないのはそれだけではなく、私の身の回りにわんさとある。日常の至るところで税の恩恵を受けているのに私たちはその大半のことを「当たり前」と認識し、そのありがたみを忘れてしまっているのではないだろうか。税金には賛否両論あるが、実際、税なくして今と同じ生活を送るのは不可能に近い。自分がどんな考えであっても、今の便利な生活には少なからず感謝するべきだと私は考える。

第13回「税に関する絵はがきコンクール」

中野税務署長賞

| 入賞作品の展示 | |
|-----------------|-----------------------|
| 常 設 | 中野法人会館1階 |
| 12/10～ 12/19 | 中野駅ガード下ギャラリー (夢通り) |
| 12/20～ 1/15 | 西武信用金庫 本店1階 |
| 1/16～ 1/23 | 中野サンプラザ イベントスペース1階 |



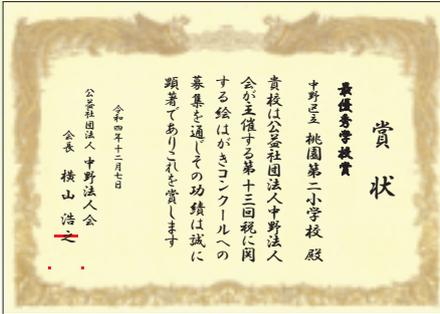
桃園第二小学校
高橋 希瑛 様



10月18日 審査会(於:中野サンプラザ)



中野区立桃園第二小学校 殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月7日 於:中野区役所)

中野都税 事務所長賞



みなみの小学校
高橋 鈴 様

中野区長賞



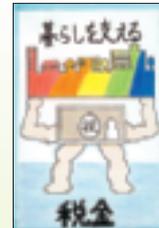
桃園第二小学校
武井 希広結 様

中野租税教育 推進協議会 会長賞



桃園第二小学校
中田 朋杏 様

中野法人会 会長賞



みなみの小学校
伊藤 真子 様

(青年部会推薦による) 中野法人会 会長賞



南台小学校
佐藤 創志 様

(青年部会推薦による) 中野法人会 会長賞



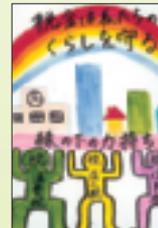
西中野小学校
八木橋 和輝 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



江古田小学校
伊藤 真子 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



みなみの小学校
岡本 結衣 様

(女性部会推薦による) 中野法人会 会長賞



南台小学校
宮崎 優奈 様

優 秀 賞



武蔵台小学校 尾形 明咲 様 江古田小学校 平川 璃乃愛 様 桃園第二小学校 土屋 晴太郎 様 中野第一小学校 成田 琴子 様 みなみの小学校 小松崎 莉子 様 南台小学校 佐藤 乃亜 様 みなみの小学校 高橋 真奈 様 みなみの小学校 宮澤 花 様 南台小学校 田中 里菜 様 南台小学校 三浦 紅葉 様